

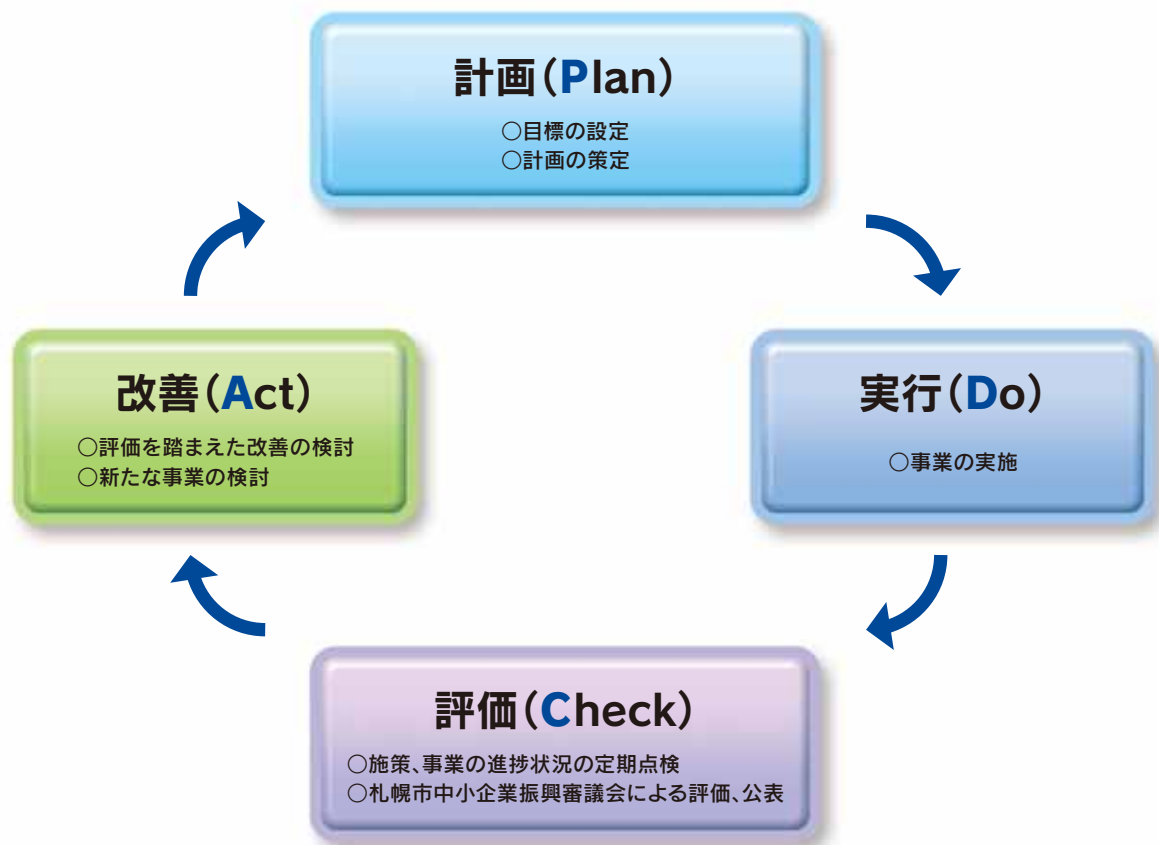


第7章 運用体制

1 進行管理

本ビジョンが十分に機能していくためには、「基本施策」の実施状況を定期的に把握・点検し、ビジョン全体の成果を評価することが必要です。

その結果、進捗が十分ではない場合には、原因を分析したうえで、新たな対応を講じていくなど、計画的な進行管理を行っていく必要があることから、実施状況について、「札幌市中小企業振興審議会⁹¹」に報告し、適切に進行管理を行っていきます。



本ビジョンを着実に推進していくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)の4段階を行うことにより改善を図っていくPDCAサイクルの考え方に基づき、進行管理を行います。

2 ビジョンの見直し

本ビジョンは、平成34年度(2022年度)までの中・長期的な計画であり、今後、大きな経済情勢、社会情勢の変化が生じることも考えられます。このような場合には、柔軟にビジョンを改定することが必要であり、その際には、「札幌市中小企業振興審議会」において改定の内容を審議するとともに、中小企業をはじめとした市民の意見を反映させて、見直しを行っていきます。

⁹¹ 札幌市中小企業振興審議会…札幌市中小企業振興条例に基づいて設置する市長の附属機関(専門家や市民の意見を行政に反映させるため、審査、諮問等を目的として、地方自治法の規定により、法律又は条令に基づいて設置される機関)。札幌市中小企業振興審議会は、中小企業振興施策について調査、審議等を行う機関で、20人以内の委員で構成されている。